

就学援助制度

新入学学用品費・学用品費（入学前支給）のお知らせ

木更津市教育委員会 学校教育課

木更津市では、経済的理由でお困りの方に対して、お子さんが小・中学校で安心して教育を受けられるよう、学用品費、給食費などを援助する就学援助制度を設けています。

令和8年4月に小学校へ入学する児童の保護者のうち、就学援助の要件に該当する方には、就学援助の新入学学用品費・学用品費を入学前に支給します。希望される方は、申請受付期間内に学校教育課までお越しいただき、申請してください。

◆新入学学用品費・学用品費について

ランドセルや体操着、筆記用具など、必要な物品を購入するための費用のことです。具体的な品目の指定はありませんので、お子さまのために自由に使ってください。

支給額：新入学学用品費 57,060円
学用品費 11,630円

支給時期：令和8年3月頃

※令和7年度の入学前支給から学用品費も支給対象となります。



1 支給対象となる方

下記の①・②の両方に該当し、審査の結果認定となった方に支給します。

①木更津市立の小学校へ入学を予定される方の保護者

②生活保護は受けていないが、それに準ずる程度に経済的にお困りの方
対象となる所得の金額（目安）は次の通りです。

家族構成		令和6年度 世帯総所得金額
2人家族	母（30代）、子（小1）	約185万円
3人家族	父（30代）、母（30代）、子（小1）	約250万円
4人家族	父（40代）、母（40代）、子（小1）、子（小5）	約300万円

上記金額はおおよその目安です。世帯員の家族構成及び年齢等により金額は異なり、個別に審査します。

住民票上の世帯が別々であっても、実態として同一住所で生計を共にしている場合は、同じ世帯と判断します。また、単身赴任などで別居している配偶者等も同一世帯とします。

※支給の対象とならない方

- ◆生活保護を受給している方
- ◆木更津市立の小学校へ入学されない方

※新入学学用品費を支給された後に木更津市立の小学校に入学されなかった場合、返還していただくこととなります。

2 申請方法等

- ◆申請期間：令和7年11月4日（火）～令和7年12月26日（金）
- ◆提出先：木更津市教育委員会学校教育課（朝日庁舎）へお持ちください。
- ◆ご持参いただくもの

① 就学援助申請書

② 印鑑

令和7年1月2日以降に木更津市へ転入された方については、下記の書類もあわせてご提出ください。

③（保護者の方及び生計を同一としている方全員の）

令和7年度 所得・税額証明書

※ 兄や姉が令和7年度に就学援助制度の認定を受けている場合は、③の証明書の提出は不要です。

※「生計を同一としている」方とは、住民票上の世帯が別であっても、光熱費や食費を共にしている方のことです。

- ◆留意事項：所得・税額証明書について

- ・令和6年1月1日住民登録地での発行となります。
- ・手数料については自己負担となります。
- ・所得がない場合は、非課税証明書となります。
- ・所得の申告をしていない方は、申告をした後の発行となります。

- ◆申請書配布場所

就学援助申請書は下記の場所で配布しています。

- ・木更津市教育委員会 教育部学校教育課
（木更津市役所 朝日庁舎2階）
- ・木更津市立の各小学校
- ・木更津公式ホームページ

ここからホームページ
にアクセスできます！



3 審査について

◆審査・認定において課税台帳等を閲覧しますので、就学援助申請書裏面の承諾書へ世帯全員の署名をお願いします。

◆世帯の所得による審査を行いますので、世帯の中で申告を行っていない方がいる場合は、必ず申請前に所得の申告を税務署または市役所市民税課で行ってください。

4 結果通知・支給時期等について

◆結果通知： 令和8年2月頃にご自宅へ郵送します。

◆支給時期： 令和8年3月頃を予定しています。
(申請書記載の口座へ振込まれます)

5 入学後の就学援助制度申請について

◆入学前に支給された「新入学学用品費」・「学用品費」以外の就学援助費（通学用品費等）については、入学後、改めて令和8年度の就学援助制度申請が必要となります。

◆令和8年度の就学援助制度申請については、入学後、学校からお知らせします。

◆入学後の申請は、学校への提出となります。

◆入学後の新入学学用品費の支給は年度当初に申請・認定された場合のみです。

◆就学援助制度は、毎年度の申請が必要となります。

6 お問い合わせ先

木更津市教育委員会 教育部学校教育課

〔住所〕木更津市朝日3丁目10番19号

木更津市役所朝日庁舎2階

〔電話〕0438-23-5259（直通）

ご不明な点がございましたら、
お気軽にご連絡ください。



参考： 就学援助制度の内容

援助対象費目	対象学年	援助費（年額）	
		小学生	中学生
学用品費	小・中学校の全学年	11,630円	22,730円
通学用品費	小学校2～6年生 中学校2・3年生	2,270円	
宿泊を伴わない 校外活動費	小・中学校の全学年 ※対象外経費あり	1,600円 （上限）	2,310円 （上限）
新入学学用品費	年度当初・前年度申請で 認定された小学校1年生・ 中学校1年生	57,060円	63,000円
宿泊を伴う 校外活動費	小・中学校の全学年 ※対象外経費あり	3,690円 （上限）	6,210円 （上限）
修学旅行費	小学校6年生 中学校3年生 ※対象外経費あり	実費	
学校給食費	小・中学校の全学年	実費	
医療費 （指定疾病のみ）	小・中学校の全学年	実費	

- ◆ 学用品費・通学用品費：年額を3回に分けて（8月・12月・3月）支給します。
- ◆ 学用品費については、入学前支給で対象となった方は令和8年度の支給において対象外となります。
- ◆ 年度途中から認定された場合は、支給される金額が年額より少なくなります。
- ◆ 生活保護を受けている方は修学旅行費と医療費の実費が就学援助制度で支給されます。
- ◆ 医療費は学校の健康診断において、学校保健安全法で定める疾病（むし歯、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎等）の治療を受けた場合に支給します。